

本文章已註冊DOI數位物件識別碼

► ユニバーサル時代に向かた日本の高等教育改革の現状とその課題

doi:10.29714/TKJJ.200205.0013

淡江日本論叢, (11), 2002

作者/Author：瀧澤武

頁數/Page： 233-250

出版日期/Publication Date :2002/05

引用本篇文獻時，請提供DOI資訊，並透過DOI永久網址取得最正確的書目資訊。

To cite this Article, please include the DOI name in your reference data.

請使用本篇文獻DOI永久網址進行連結:

To link to this Article:

<http://dx.doi.org/10.29714/TKJJ.200205.0013>



DOI是數位物件識別碼（Digital Object Identifier, DOI）的簡稱，是這篇文章在網路上的唯一識別碼，用於永久連結及引用該篇文章。

若想得知更多DOI使用資訊，

請參考 <http://doi.airiti.com>

For more information,

Please see: <http://doi.airiti.com>

請往下捲動至下一頁，開始閱讀本篇文獻

PLEASE SCROLL DOWN FOR ARTICLE

ユニバーサル時代に向けた日本の高等教育改革の現状とその課題

淡江大學日文系助理教授

瀧澤 武

【論文要旨】

日本においては、現在、大学への進学率が45%を超え、「マス」型高等教育社会から「ユニバーサル型」高等教育社会に移行しつつある。しかし、それと同時に、急速な少子化の進行、高等教育の大衆化、社会の高度化といった社会変化に伴って、高等教育の現場にさまざまな矛盾や問題が出現し始めているのもまた事実である。高等教育界においては、これらの問題を解決し、来る「ユニバーサル」型高等教育社会に対応するための高等教育改革が急務となっている。現在の高等教育界が抱える問題を解決し、より付加価値の高い教育を提供してゆくためには、今後、初等・中等教育と連携しながら、長期的な視野に立って、高等教育界全体の量的改革と質的改革の両方を行ってゆくことが必要であると言えよう。

キーワード 高等教育、大衆化、ユニバーサル型高等教育

0. はじめに

日本では、大学への進学率が45%を超える（注1）、着実に「ユニバーサル型」（注2）高等教育社会に移行しつつある。しかし、その移行過程においては、「マス型」の時代にはなかった様々な矛盾や問題が急速に浮上してきている。さらに、日本社会においては、少子化が進行し、高等教育にも少なからずその影響が波及するに至り、私立、公立を問わず、多くの高等教育機関が改革に向けてその重い腰を上げざるを得なくなってきた。しかし、その改革の内容あるいは方向性は一様ではなく、長期的な視野に立って、日本の高等教育全体の発展に寄与するものばかりであるとは言い難い。むしろ、個々の高等教育機関による、自らの生き残りを目的とした場当たり的な改革が数多く見られるといつても過言ではないだろう。

以上に述べたように、日本の高等教育をめぐっては、(1)急速な少子化の進行、(2)高等教育の大衆化、そして、(3)社会の高度化といった社会変化に対処するための教育改革が急務とされ、各々の教育機関においては、それぞれ独自の方向性を打ち出し、様々な改革案が実行に移されている。しかし、その一方で、それらの改革の実施や社会変化のさらなる進行とともに、高等教育の現場にさまざまな矛盾やしわ寄せが出現し始めているのもまた事実である。それらの矛盾やしわ寄せは、高等教育が「マス型」から「ユニバーサル型」へと移行してゆこうとする過程においては、少なからず経験するものであり、日本においても適切に対処してゆかなければならない問題であると言える。よって本論文は、現在の日本の高等教育界において表面化しているいくつかの深刻な問題に触れ、「ユニバーサル型」高等教育社会への移行に向けた今後の日本の高等教育改革の課題やその方向性を考えてゆこうとするものである。

ここで断っておかなければならないことは、近年、従来の意味での「高等教育」(higher education)の定義が、教育機関の多様化や生涯教育社会への移行にともなって、社会の現状にそぐわなくなってきたことである。そこで、高等教育の大衆化が進んでいるアメリカでは、新たに「中等後教育」(post-secondary education)という用語が登場し、従来の高等教育に加え、中等教育以後に行われるさまざまな私的・公的教育を包含する概念として用いられ始めている。日本においては、これまで「高等教育機関」とは学校教育法の第一条に規定されている学校（一条校）（注3）のみを指す用語であったが、近年の教育形態の多様化や臨時教育審議会による生涯教育体系移行に向けた答申等によって、より幅広く多様な教育機関あるいは教育内容を意

味するものとなってきた。しかし、現状ではいまだに高等教育の中心は私立、国公立を含む大学（短期大学を含む）であることは事実であり、本論文でも、大学を日本の高等教育（機関）の中心であるとの立場からその議論を進めてゆくことにする。

1. 「四六答申」による大学改革における対立課題

現在の高等教育界改革における課題は、昭和46年（1971年）6月に中央教育審議会が文部大臣（現文部科学大臣）に対して行った答申（注4）のなかに既にはつきりと見ることができる。この答申は一般に「四六答申」と呼ばれるもので、戦後の教育改革実施後20年が経過した時点で、当時の日本の教育界が抱える課題とその後の教育のありかたについての幅広い分析と提言を盛り込んでいる。「四六答申」の包括的な教育改革への提言によって、日本の教育界はその後、いわゆる「第三の教育改革」を進めることになるのであるが、この改革は、学制の公布に始まった「第一の教育改革」や第二次世界大戦後の「第二の教育改革」のように、外国の教育制度をそのモデルとして、それまでの教育体系を一新するような改革とは異なり、さまざまな社会変化によって支障をきしつつある既存の教育制度を修正・調整してゆく作業であるといった意味において、日本人による初めての本格的な教育改革であったと位置づけることができる。しかし、その改革内容や実行方法については、批判や不満の声も多く、その改革が必ずしも成功したとは言い難い。このことは、四六答申が指摘した高等教育改革に向けた課題と、その後の高等教育をめぐる状況の推移についても言えるのではないだろうか。

中央教育審議会の四六答申では、日本の高等教育が当時直面していた問題とその後の高等教育における政策的課題について数多くの提言が示されている。中教審はその答申において、「高等教育改革の中心課題を次のような五組の相矛盾する改革目標として提示し、その両者を同時に満足させる解決提案を探ることを、自らの任務とすることを宣言」（注5）している。答申の中に示された相対立する改革課題は、以下のように整理することができる（注6）。

- ① 高等教育の大衆化の要請 —— 学術研究の高度化と知的エリートの育成
- ② 高等教育に対する高度な専門性の体得 —— 新しい課題に取り組む総合的な基礎教養

- ③ 教育・研究活動の自由な雰囲気 —— 組織の複雑化に伴う効率的な管理の必要性
- ④ 高等教育機関の自主性の確保 —— 社会から遊離する閉鎖性の排除の必要性
- ⑤ 高等教育機関の自発的創意の尊重 —— 国全体としての計画的な調整と援助の必要

中教審が示したこのような高等教育改革に対する相反する5組の課題は、当時の高等教育が抱えていたさまざまな矛盾や問題を解決するための改革課題ではあったものの、大学を中心とした高等教育機関への進学率が25%を超え（注7）、ようやく「マス型」高等教育社会の入り口付近に達したばかりの日本の高等教育界にとっては、それほど深刻な問題としては捉えられていなかったと考えられる。事実、高等教育に対する抜本的な改革は実行の日の目を見ず、その後の社会変化の中で徐々にその問題が深刻化してゆくという道筋を辿った。そして、今日の高等教育をめぐる状況においても、中教審が四六答申で指摘したこれらの改革課題は、その重要性がますます高まりながら、現在もなお存在していると言えよう。

答申がなされて以降の社会状況の変化にともない、四六答申が指摘したような改革課題がより重要性を増しつつあった70年代から80年代にかけては、日本の高等教育の急速な量的拡散期であり、「エリート」型高等教育段階から「マス」型高等教育段階へと移行しつつある重要な時期であった。しかし、その時期においてさえも、中教審が四六答申で指摘したこのような課題に真剣に取り組む努力が行われなかつたことで、大衆化と少子化が同時に進行し、各教育機関がその流れに対処すべく改革に奔走する今日に至り、問題がさらに深刻化する結果となつたと言えるだろう。

次項以降では、急速な少子化、高等教育の大衆化、そして、社会の高度化といった高等教育を取り巻く社会の変化と、それに対処するための高等教育改革の実施にともなつて表面化してきた高等教育をめぐる矛盾や問題と、その解決に向けた課題について考えてゆくことにする。

2. 入学者選抜方法をめぐる問題

大学・短期大学等における入学者選抜方法は、1980年代後半頃から多様化の様相を見せ始めた。そして、少子化が高等教育に深刻な影響を及ぼし始めた現在では、

それまでのペーパー試験に加えて、多様な選抜方法が導入されてきている。その例として、既存の推薦入試枠の拡大に加えて、「AO入試」（注8）や「自己推薦入試」と呼ばれるような新たな選抜方法導入の急速な広がりや、当該大学を卒業した学生の兄弟、子女が特別推薦枠として優遇される「卒業生子女推薦」あるいは「同窓生子弟推薦」などと呼ばれる選抜方法を採用する大学も、私立の女子大学を中心に広がりを見せている。ある女子大学の生活学科では、平成14年度（2002年度）入学試験における募集定員256名のうち、一般入試による募集は100名のみで、残りの156名は卒業生子女推薦入試を含む推薦入試等によって選抜すると公表している。このような入学者選抜方法の多様化や柔軟化と、推薦等による早期入学者選抜方法の導入は、今後ますます広がってゆくものと推測される。そこには、「学生層の多様化」や「就学機会の拡大」といった表向きの理由とは別に、少子化の影響でこれまでの応募者層が縮小し、各大学、特に私立大学では新規入学者の獲得にますます必死にならざるを得ないといった実情がある。天野（1994）はこのような入学者選抜方法の多様化に関して、「…入試の多様化とか、個性的な学生を取るためという建前以上に、本音は学生集めのための推薦制がとられている」（注9）と指摘する。

早期入学者選抜が広がりを見せる中、文部省（現文部科学省。以下同じ）は、平成10年度（1998年）の教育白書において、推薦入学試験の現状について、以下のように述べている。

推薦入学は、大学入試の多様化を進める上でも大変意義のある制度であるが、一部の大学においては、非常に早い時期に、一般選抜と同程度の学力検査を課し、入学定員の大半を推薦入学者で占めるなど、推薦入学が、単により多くの学生を早期に確保する手段として利用されるという状況が見られ、高等学校教育への悪影響が憂慮された。

そして、その改善方法として、（1）受付開始時期を原則として、11月1日以降とすること、（2）入学定員に占める推薦入学者の割合は、大学については3割、短期大学については5割を超えないことを目安に各大学で定めること、という2点を挙げて

いる。しかし今後、高等教育に対する少子化の影響の増大にともない、進学先を早く確定したい進学希望者の心理とも同調させ、各大学のさまざまな選抜方法の導入による学生の「青田刈り」がさらに増加してゆくことが予想される。大学審議会もその答申において、「入学試験の多様化や選抜基準の多元化の必要性を認めつつも、「入学後の教育を受けるのに必要な能力・適正等があるかどうかを適切に判断することが一層重要になる」(注10)と述べている。入学者選抜の方法については、安易な柔軟化の方向へ進むのではなく、中等教育段階における教育との関連性を保ちつつ、各大学が求める学生像を提示し、適切かつ公正な選抜方式によって、より幅広い層に対して教育の機会を提供するようなものにするための努力が必要であろう。

入学者選抜試験における受験科目の削減などといった入学者選抜方法の柔軟化は、高等教育における学力低下現象とも深くかかわる問題である。入学者選抜方法の多様化や柔軟化は、幅広い層へ高等教育の機会を拡大するという利点はあるものの、入学希望者が入学後の大学での教育に十分適応できるだけの基礎学力あるいは基礎的な資質が備わっているかどうかという志望者の適格性を、客観的かつ公正に判断するような選抜方法が採用されなければ、大学における学力低下にますます拍車が掛かることもなりかねない。高等教育の大衆化が進み、高等教育の機会が広がることは社会全体としては歓迎すべきであるが、社会資本としての高等教育の質的低下を招く事態は、今後の日本社会における教育品質の保証を頂点から揺さぶる問題にもなりかねないと言えよう。

3. 一般教育課程の縮小と補習教育の拡大

文部省は、平成3年（1991年）6月に大学設置基準を改正し、大学の教育課程における一般教育科目、専門教育科目等の科目区分を廃止した。この「大学設置基準の大綱化」に伴い、各大学は、人文系、社会系、自然系といった系列区分を設定し、その中から学生が履修すべき単位数を定めていたこれまでの規定を廃止し、履修方法の大幅や改定と大学における教育課程の再編成を急速に進めることとなった。また、多くの国立大学においては、大学設置基準の大綱化にともない、主として一般教育を担当してきた教養部を廃止し、教養部教官は各学部に分属させるといった改革を行った。

もともとこの設置基準の改定は、それまで大学のカリキュラム編成を縛ってきた法

的拘束を取り払い、各大学がその教育目的や教育目標に従って独自のカリキュラムを編成し、個々に特色ある大学作りを進めることで、各大学間の競争を活発化させること、そして、大学における教育を一般教育と専門教育というように分断するのではなく、4年間の一貫教育実施の機会を提供することが当初の意図であったものと考えられる。しかし、このような文部省の意図とは別の理由から、大学における一般教育課程の縮小が急速に進むことになる。その大きな理由の一つとして、社会の高度化と大学における高度な実用教育への社会的要請が挙げられる。もともと、4年間のうちに一般教養教育と専門教育の両方を行うという建前になっている日本の多くの大学では、主として一般教育に充てられる2年間は高度な専門教育の実施にとって邪魔者扱いされてきたことという経緯がある。しかし、そのカリキュラム編成を縛ってきた設置基準の大綱化により、各大学は実質的に一般教育課程縮小の方向へと一気に傾斜していくのである。その後、多くの大学では1年次から専門教育の一部導入を行うなど、専門教育を中心に据えたカリキュラム編成を行い、「学部教育の専門教育による支配」(注11)がますます色濃くなってきたと言える。

しかし、専門教育の早期導入によって、今度は理科系を中心に専門教育における高度な内容を十分に理解し、応用するだけの基礎力が不足している学生の増加が目立ち始めるといった問題が表面化してきた。これは、それまで大学の入学試験までに身につけた知識の不足分を補い、専門教育への橋渡し的な役割を担ってきた一般教育課程が縮小したことで、学生の基礎学力不足が徐々に表面化してきたことがその理由のひとつであると考えられる。しかし、その根本的な問題点は、社会の高度化によって、日本の大学のこれまでの伝統であった大学の4年間で教養教育と専門教育の両方を実施するという方針の時代的限界が訪れたと考えることができよう。また、高等教育が広く大衆化し、入学者が一部の秀才エリート層だけではなく、様々な資質や学力をもった学生に広がったことで、学生の平均的学力が低下したこととも深く関係しているものと思われる。

このような事態を受けて、専門教育開始以前に基礎学力の向上を目的とした補習教育を行う大学が増加してきている。そもそも日本の大学では、これまでなぜ補習教育の必要性が低かったのであろうか。それは、喜多村が指摘するように、「高等教育の入り口は、これまで入学試験という閑門がなかりの学力上の品質管理機能を果たしていた」(注12)からであると言えよう。つまり、入学試験が、ある大学への入学が許可

された学生は、その大学で学ぶ上での十分な学力・資質を備えていると保障し得る選別装置としてうまく機能していたのである。しかし、今日の高等教育の大衆化と、少子化による大学の生き残り競争との同時進行によって、その選別装置が機能不全を起こし始めたと見ることができる。大学での専門教育の内容が社会の高度化によってますます高度化してゆく一方で、学生集めのために入学試験を多様化、柔軟化させたことで、一部の大学で適格性を欠く学生を入学させているといった事態が起こってきていているのである。これは、大学教育の高度化と少子化社会における大学の生存競争の激化という高等教育を取り巻く社会現象の狭間で生じている深刻な問題のひとつであり、この問題については先に述べた四六答申のなかでその解決が日本における高等教育界の課題として指摘されていたことは既に承知のとおりである。

それでは、この補習が必要な学生に対して、誰がその責任を負うべきであろうか。この問題については、さまざまな議論がある。長期的な展望としては高等教育とそれ以前の教育段階とが有機的に結合し、すでにユニバーサル段階の入り口に達し、準義務教育となりつつある日本の高等教育に至るまでの教育課程をトータルで設計するような教育政策が必要であろうが、当面は、急速に入学者選抜方法を多様化させ、学生の獲得に必死になっている大学側がその一義的な責任を負うべきであると考えるのが妥当であろう。喜多村はこの点について以下のように述べている（注13）。

学生数確保のために入試方式を“柔軟”にし“多様化”するならば、その結果受け入れた学生に、それに応じた教育体制をととのえることは、選抜の結果として受け入れた高等教育機関の社会的責任ではないだろうか。

また、大学審議会、中央審議会ともに大学における補習教育の現状を大学教育の質の低下として批判的に捉える傾向に対して否定的見解を示しており、「各大学が学生の入学を認めた場合には、その教育に責任を持つことは当然であり、学生の履修歴等に応じ、大学教育の基礎として足りない部分はこれを補うことも必要に応じて検討すべきである」（注14）との見解を示している。

大学における補習教育は、高等教育が大衆化し、多様な背景や学力をもった学生を受け入れるような大衆教育社会においては避けて通れない問題である。高等教育の大衆化が一足先に実現したアメリカでは、大学における補習教育（remedial program）

が一般化し、それによって莫大な時間的、経済的負担を強いられている。日本においても今後、より幅広い学生層を大学に受け入れることになれば、補習教育の必要性はますます増加してゆくことが考えられる。大学における今後の補習教育のあり方や学力低下の問題については、中等教育以前の教育段階とも連携し、教育界全体に係わる問題として広く議論してゆくことが必要であろう。

4. 大学教員と学生との意識のズレ

高等教育が「マス」型から「ユニバーサル」型の段階へと移行しつつある現在の日本においては、大学に進学する学生層が大きく変化してきているのも事実である。「エリート」型教育から「マス」型教育の段階までのように、特定の職業目的を持ち、その目的のために専門的な教育を受けるために大学にやってくるような学生たちをベン・デビットは「専門学生」(professional student)と呼んだが、これとは対照的に、高等教育が大衆化したことで、特定の目的意識もなく、単に自己発見のために大学にやってくる「一般学生」(general student)が増加することとなった(注15)。このことはとりもなおさず、学生が大学に求めるものの変化を生むことになる。大学教員とは高度な研究者集団であり、彼らの研究について自ら学ぶことで高度な職業上の知識を獲得しようと考えていた専門学生から、大学に求めるものは教員の研究成果やその発展よりもむしろ自分たちに対するきめ細かな教育であり、自らを啓発し、幅広い知識や教養を与えてくれる優良な教育を望むような一般学生へと、その主流は移行してきていると言える。しかしその一方で、大学教員のアイデンティティーは依然として研究者のままであり、高等教育の大衆化の進行によって、両者の間における意識の「ズレが、さらに大きくなる可能性がある」(注16)。国立大学における教養部廃止の流れについても、大学設置基準の大綱化を契機に起こったものではあるが、それは、戦後の日本の大学が専門学部制を採用し、教員の間に教育者というよりはむしろ専門分野の研究者としてのアイデンティティーが強かったという背景があったことも見逃せない。エリート型高等教育段階のように、大学が選ばれた少数精銳の学生のためのもので、高等学校修了段階までに高度な知識・学力を身に付け、将来の職業に対する明確な意識を持ったもののみに入学が許されたようなシステムの下では、教員と専門学生との間の意識のズレは少なかったのかもしれないが、大学の大衆化と一般学生の増加に伴い、急速にそのズレは拡大しつつある。そのような状況においては、専門教

育実施前的一般教育に期待される役割は、実は逆に大きくなっているのではないだろうか。その意味から、一般教育課程の縮小や国立大学における教養部廃止は、その時代的要請に逆行するものであると考えることもできよう。今後の大学教育改革においては、幅広い教養を身に付けさせるための一般教育と、高度な専門的知識を身に付けさせるための専門教育をどのように両立させてゆくかといった難しい問題を解決してゆかなければならない。大学における教養教育の現状について、中央教育審議会は以下のように批判している（注17）。

教養教育の重要性については、これまで繰り返し言われながら、いまだ大学には研究重視の気風が強く残っており、教育面の改善は十分には進んでいない。大学におけるより良い教養教育の実現のためには、まず大学教員一人一人が教養教育の意義を再認識するとともに、国においても、教養教育の充実のため、様々な支援策を検討する必要がある。

大衆化時代の大学教育においては、専門学生に対する研究重視の教育課程に代わって、一般学生に対する教養教育重視の方向への改革が必要であり、そのためには、大学のカリキュラム編成の見直しといったハード面における改革だけではなく、大学教員が研究者としてのアイデンティティーと教育者としてのアイデンティティーとどのように並存させるかといった、教員の意識改革というソフト面における改革も重要な課題のひとつになっていると言えよう。

5. 初等・中等教育におけるゆとり教育の実施と学力低下の問題

文部科学省の諮問機関である中央教育審議会は、過去激化の一途を辿った受験競争による没個性、知識偏重教育に対する警告と反省の観点から、初等・中等教育における「ゆとり教育」の実施を一貫して提言している（注18）。文部科学省もその答申を受け、「ゆとり教育」の実施に向けた教育政策の方向転換を行ってきた。その具体的な例が、学習指導要領の改訂による履修内容の縮小（注19）と学校週五日制の実施である。

初等・中等教育における学習指導要領の改訂は平成11年（1999年）11月に発表され、平成14年（2002年）4月より新指導要領に沿った教育が全国一斉に実施されている。この新指導要領では、小学校、中学校における教科区分の見直しと、各教科における教育内容の大幅な削減がその柱となっている。具体的には、ゆとりのある教育活動の実施を目的として、小中学校において週2単位時間の削減と教育内容の3割削減が盛り込まれている。また、新たに導入される科目としての「総合的な学習の時間」の導入があり、児童・生徒が自ら学び、自ら考える力を育てるといった新たな目標の設定と授業科目の導入が行われている。

新指導要領における教育内容の削減と平成14年度から小、中、高等学校で実施される学校週五日制は、それまでの詰め込み教育、知識偏重の受験競争に対する反省と、それらが関係するとされるさまざまな教育病理現象への対応を目的として実施されるものであるが、その一方で、学習項目の先送りと基礎学力の低下をもたらす可能性を大いに含むものであると言える。初等・中等教育課程での新指導要領に沿った教育の実施により、現在大きな社会的問題となりつつある高等教育段階における学生の基礎学力低下問題の深刻化にますます拍車がかかることが懸念されている。

さらに、学習指導要領の改訂による履修単位数の削減と同時に、初等・中等教育における重要な改革目標のひとつが、「あたらしい学力観」（新学力観）に基づいた教育への移行である。新しい学力観は、臨時教育審議会（臨教審）の答申において打ち出され、1989年に告示された新しい学習指導要に採用したことにより、一般に広まったものである。新しい学力観では、それまでの知識偏重の詰め込み教育を批判的な立場で捉え、児童・生徒の個性を尊重し、それぞれの「意欲」や「やる気」といった主体的な動機付けによって、みずから学ぶ姿勢を育てることが重要であるとしている。そこでは、児童・生徒がみずから問題を発見し、解決の方法を模索し、問題解決を試みるといった一連の学習プロセスに重点が置かれている点が、これまでの結果重視型の教育観念と大きく異なるところである。しかし、この新しい学力観に基づく教育は両刃の剣ともなりかねない。それは、児童・生徒の「個性」的な学習過程を重視するあまりに、知識の習得が軽視され、そして最終的には、「学習成果の格差も是認してしまう」（注20）ことになりかねないといった問題を秘めているからである。さらに、新しい学力観にもとづいた学習に対する評価においては、相対評価から絶対評価への移行、従来のような結果をもとにした数値的評価から観点評価への移行が重要である

とされている。教育課程審議会も、新しい学力観の観点に立った評価をさらに進めるべきであるとの立場を表明しており（注21）、新しい学力観にもとづいた教育が、今後の日本の教育現場にさらに広く浸透してゆくことになるであろう。しかし、実際の教育現場においては、児童・生徒の学習過程を重視しつつ、知識の習得・定着といった学習結果における学力水準を向上させること、つまり、主体的な学習を重視しつつ、客観的な評価を行うことは予想以上に困難であると言えよう。

初等・中等教育におけるこのような「ゆとり教育」の実施と「新しい学力観」にもとづいた教育への移行によって、高等教育段階における基礎知識不足、基礎学力の低下がさらに進行することが予見される。高等教育においては、専門教育の早期導入と教育内容の高度化がすすむ一方で、中等教育以前では、教育内容の削減と学力の多様化が進行するという矛盾した方向性を辿ることになる。さらに、先に述べたように、入学者選抜方法の柔軟化により、高等教育の門戸が広がることで、より多様な学力をもった学生が入学してくることになる。これらの状況を考え合わせると、高等教育における学力低下の問題は今後ますます深刻になってゆくのは必至であり、この問題をどのように解決するのかは、日本の高等教育界にとってもっとも頭の痛い問題のひとつであろう。

6. 高等教育改革をめぐる今後の課題

現在、日本の高等教育界は、少子化、大衆化、高度化といった社会変化に対応すべくさまざまな改革に取り組んでいる。しかし、それらの改革の実施にともなって、これまで見てきたようなさまざまな矛盾や問題が浮かび上がってきているのもまた事実である。

ユニバーサル時代の日本の高等教育のあり方を考える際には、高等教育を中等教育と切り離して考えることは不可能であり、高等教育が中等教育の延長線上にあるといった考え方が必要になってくるのではないだろうか。先に指摘したような入学者選抜方法をめぐる問題や学力低下の問題に対する解決策を考えようとするとき、初等・中等教育と高等教育との協力や連携は、当然、必要なものとなってくるであろう。学力低下問題を中心とする高等教育を取り巻く問題への対抗に関して、喜多村は以下のように述べている（注22）。

学生の学力・動機・学習パターンにおける「多様化」現象は、教育現場にきわめて深刻な影響を及ぼしており、単に大学側に成績評価の厳格化や高等教育段階の補習教育の提供を求めるだけでは解決しがたい。この問題には、大学入試や学生募集の在り方、高校教育との接合（アーティキュレーション）、ひいては学校教育体系全体の視点からの教育システムの再構築を視野に入れた総合的な教育政策の形成が必要となろう。

さらに、大学における教育課程の編成にも大胆な見直しが必要となってくると思われる。戦後日本の大学教育では、専門学部制を探り、学生や教員は原則的にそれぞれの専門学部に所属し、学生に対しては4年の間に一般教育と専門教育との両方を行うことを建前としてきた。学生が入学以前に自分の専門（専攻）を決め、当該の学部に所属し、専門教育を受けるといった日本の大学制度とは対照的なものとして、アメリカの教養教育大学（リベラルアーツ・カレッジ）がしばしば引き合いに出される。そこでは、大学の入学審査において、それ以前の教育機関（主としてバイスクール）での平均成績（GPA: Grade-point Average）や適性テスト（SAT: Scholastic Assessment Test）（注23）によって入学許可・不許可が判断され、1年次から特定の学部や学科に所属するのではなく、入学後、一般教育を受けながら自らの進むべき専攻分野を決定するという方法が採られている。また、大学4年間で専攻分野を決めることなく卒業することも可能となっている。これは、教養教育を重視する大学（学部）と専門教育を行う大学院との明確な役割分担の上に成り立っている制度であり、特定の専攻を除いて、学部段階での専攻と大学院での専攻が異なることもさほど珍しいことではない。日本の大学においても、社会の高度化や大学の大衆化による多様な学生層、特に、ベン・デビッドが言うような「一般学生」の増加に対処するための新たなカリキュラムの編成を考えるとき、専門教育を大学院段階へと移し、学部教育はアメリカの多くの大学に見られるような教養教育を重視すべき方向へと移行すべき時が訪れたのではないだろうか。この点については、中央教育審議会も、「専門教育については、大学院において継続して専門性の向上が図られるものであり、学部段階においては特定分野の完成教育というよりも、生涯学び続ける基礎を培うより普遍的な教育が求められている」と述べており（注24）、文部科学省も現在、大学院拡充政策を進めている。日本においては、大学・短期大学への進学率が50%に達し、今後はさらに上昇するこ

とが予想されている。大学審議会の試算によると、平成21年度（2009年）には全志願者に対する入学者の割合である収容力が100%に達する（注25）と予測されており、すでに高等教育が一部のエリート層に限られた特別なものではなく、現在の高等学校における教育と同様に、義務教育の延長線上にあるものとの認識が一般化してくるものと予想される。そのような段階においては、学生のニーズや背景も多様化し、入学以前に専攻を決め、学部教育段階において高度な専門教育を行うことは困難になってくるであろう。それよりもむしろ、大学の4年間は専門教育に必要な基礎知識を充実させる教養教育に専念することで、中等教育におけるゆとり教育の実施によって削減された学習内容を補完し、必要に応じて、大学院において高度な専門教育を受けるのに十分な基礎力を養うことができるようになるものと思われる。専門教育を大学院段階に移行させることで、「専門学生」にとっては、学部教育段階で養った高度な基礎知識の上に、大学院において高度な専門教育を受けることができるようになる一方で、一般学生にとっても、社会の高度化に対応するだけの教養教育を受ける時間的余裕が生まれることになるであろう。もちろん、その移行に際しては、学部段階における教育の内容、教育法、カリキュラム編成、評価、履修方法などを根本的に見直し、さらに、大学院の入学者選抜方法や学位授与の在り方についても検討してゆく必要があるであろう。

「ユニバーサル型」高等教育社会においては、高等教育の機会がより幅広い層へと拡大してゆくのに伴って、入学者選抜の方法も見直してゆく必要がある。現在の高等教育、特に一部の私立大学の入学者選抜方法は、先に述べたように「多様化」の方向というよりは、むしろ学生獲得のための「柔軟化」の方向へと進みつつある。そのような安易な方法での学生集めは、やがては高等教育機関に対する不信感を招くことになる。喜多村は、各大学による学生獲得競争に対して、以下のように警告している（注26）。

教育機関としての使命を忘れ、ただ学生数を獲得するためだけに、入学水準の低下や必修要件の緩和化の無原則的な妥協を図ろうとするならば、そのような大学は、やがては社会の信用を失い、結局は学生からも見放されることになるだろう。

また、中央教育審議会も、高等教育機関が入学者を選抜するにあたっては、「それぞれの大学（学部・学科）の教育理念、目的、特色等に応じて受験生に求める能力、適性等についての考え方をまとめた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を大学が確立し、対外的に明示するとともに、選抜方法や出題内容等に反映させることが重要」であると述べている（注27）。各大学は、先の大学設置基準の大綱化によって可能となったカリキュラム編成の柔軟化の本来の趣旨に沿った特色ある大学作りを進め、その教育方針や求める学生像を対外的に明示し、明確で公正な選抜内容や方法によって入学者の選抜を行ってゆくことが重要であろう。そのような特色ある大学作りにより他大学との差別化を進めることで、最終的には、高等教育界における自己の地位を確立してゆくことが可能になってゆくであろう。安易な選抜水準の引き下げは、喜多村が指摘するように、短期的にはある程度の学生数を確保できるであろうが、長期的にはその信用を失い、高等教育界から淘汰されてゆく結果をもたらすものであると言えよう。

7. おわりに

本論では、急速な少子化の進行、高等教育の大衆化、社会の高度化といった社会変化と、それに対処するために実施されてきた様々な高等教育改革に伴って表面化した矛盾や問題を概観してきた。また、高等教育が現在直面する多くの問題は、高等教育が「エリート」段階から「マス」段階に移行しつつあった1960年代後半に、様々な形で日本の高等教育界で表面化しつつあり、これらの問題を解決するために高等教育界が取り組むべき課題が中教審の四六答申の中に述べられていたことも指摘した。しかし、その後四半世紀が経過した現在においてさえも、これらの課題は残されたままであり、その後の社会変化に伴って、高等教育を取り巻く問題はさらに深刻さを増しているのが現実である。これは、私立・公立を含めた日本の高等教育機関と国の教育行政の見通しの甘さと、高等教育改革への取り組みに対するの怠慢な姿勢の結果であると言っても過言ではない。そして、本論で指摘したような、高等教育を取り巻く深刻な問題への対応は、現在、待ったなしの状態にあり、日本の高等教育に対する抜本的な改革を行う機会は、この時期を除いてまずないと言ってもよい。それは、現在の日本の高等教育が、まさに「マス」型から「ユニバーサル」型の段階への移行期にあり、その移行過程において起こる変化は、日本が1960年代から70年代にかけて

経験した、「エリート」型から「マス」型への移行期のように、高等教育への進学率の上昇にともなう単なる量的拡大とは異なり、根本的な質的変化を伴うものであるからだと言えよう。

「ユニバーサル型」高等教育段階へと移行しつつある日本の高等教育は、今後、大衆化のさらなる進行によって、より多くの矛盾や問題に直面することが予想される。しかし、日本が本当の意味での「ユニバーサル型」高等教育社会へと移行してゆくためには、それらの問題に適当に対処し、より付加価値の高い教育を提供してゆくための高等教育界全体の量的改革と質的改革の両方を成し得なければならない。そのためには、初等・中等教育とも連携しつつ、今後の高等教育の再編に向けて、国と各高等教育機関とが協力し、長期的な視野に立って、幅広い視点からその改革に取り組んでゆく必要があるのではないだろうか。

注

1. 文部科学省生涯学習政策局が発表した学校基本調査によると、平成13年度（2001年度）の大学等進学率（全日制課程・定時制課程の高等学校卒業者数のうち大学等進学者の占める比率）は45.1%（男子43.1%，女子47.1%）となっている。
2. マーチン・トロウは、進学率が15%までの高等教育システムの段階を「エリート型」（elite higher education）、15%～50%を「マス型」（mass higher education）、50%以上を「ユニバーサル型」（universal higher education）と分類している。用語の日本語訳は、喜多村和之『現代の大学・高等教育－教育の制度と機能－』（1999年 玉川大学出版部）を参照した。
3. 学校教育法（昭和22年3月31日制定）第一条には、「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする」と定められている。
4. 中等教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（答申）。
3. 西田亀久夫「高等教育政策に関する中教審「四六答申」の特質」『高等教育と政策評価』喜多村和之（編）（p.p. 98-115）2000年 玉川大学出版部。

6. 対立課題については、西田の前掲書（p.p. 102-103）より引用。
7. 昭和46年（1971年）の大学（学部）・短期大学（本科）への進学率（浪人を含む）は、男女合計で26.8%（男32.5%、女20.8%）。数字は、文部省「学校基本調査」による。
8. 「AO入試」とは、「アドミッション・オフィス（Admission Office）入試」の略。平成12年11月の大学審議会は、「大学入試の改善について」（答申）の中でアドミッション・オフィス入試の一般概念を、「学力検査に偏ることなく、詳細な書類審査と時間を掛けた丁寧な面接等を組み合わせることによって、受験生の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定しようとするきめ細かな選抜方法の一つ」と説明している。
9. 天野郁夫『大学－変革の時代－』1994年 東京大学出版会 p. 23
10. 大学審議会「大学入試の改善について」（答申）平成12年（2000年）11月。
12. 喜多村和之『現代の大学・高等教育－教育の制度と機能－』（1999年 玉川大学出版部）p. 179。
13. 同上 p. 183。
14. 中央教育審議会「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」（答申）1999年12月 第4章「初等中等教育と高等教育との接続の改善のための連携の在り方」。
15. Ben-David, J. "Centers of Learning", McGraw-Hill, 1977. 邦訳については、天野郁夫『大学－挑戦の時代－』1999年 東京大学出版会を参照。
16. 天野郁夫『大学－変革の時代－』1994年 東京大学出版会 p. 25
17. 中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について」（審議のまとめ）2000年12月。
18. 「ゆとり（教育）」については、1996年7月の第15期中央教育審議会第1次答申にその発端を見ることができる。
19. 学習指導要領の改訂に関しては、教育課程審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」（1998年7月）を受けたものである。
20. 荏谷剛彦『教育改革の幻想』2002年 筑摩書房 p. 68。

- 2 1. あたらしい学力観にもとづく評価の方法については、教育課程審議会の答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」（2000年12月）に詳しく述べられている。
- 2 2. 喜多村和之「高等教育政策の形成と評価に関する総合的研究—高等教育政策研究の背景—」 国立教育研究所広報第120号 平成11年（1999年）5月。
- 2 3. SATは共通テストであるという点では日本の大学入試センター試験と似ているがSATが生徒の適性を測るテストであるのに対して、大学入試センター試験はそれまでに習得した知識の量をはかるアーチーブメントテストであるという点で大きく異なっていると言える。
- 2 4. 中央教育審議会「等初等中等教育と高等教育との接続の改善について」（答申）（1999年12月）の第3章 高等教育の役割より引用。
- 2 5. 大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について —競争的環境の中で個性が輝く大学—」（答申） 1998年10月。
- 2 6. 喜多村和之 『大学淘汰の時代 消費社会の高等教育』 1990年 中央公論社 p. 89。
- 2 7. 中央教育審議会「等初等中等教育と高等教育との接続の改善について」（答申要旨） 1999年12月。